

「福島原発避難者訴訟」第5次提訴にあたっての声明

2015年2月18日

福島原発避難者訴訟原告団

福島原発被害弁護団

（避難者訴訟第5次提訴）

3. 11の福島原発事故により、ふるさとを奪われ、過酷な避難生活を強いられている避難者である原告113名（38世帯）が、本日、加害者である東京電力株式会社を被告として、福島地方裁判所いわき支部に「福島原発避難者損害賠償請求第5次訴訟」（請求総額52億6,430万509円）を提起しました。今回の提訴により同裁判所における避難者訴訟原告は合計586名（189世帯）になりました。

第5次訴訟を提起した原告のうち約8割の91名（28世帯）は川俣町山木屋地区の住民であり、残りの原告23名（11世帯）は相双地域の住民です。山木屋地区の原告は、合計300人（79世帯）に達し、山木屋地区の人口（1,183人）の25%を占めるに至りました。

（原告らの現状と被告らの対応）

3. 11以来間もなく4年になりますが、原告らは、住み慣れた地域コミュニティーを破壊され、生活も仕事も生き甲斐も奪われたまま、先行きの見通しの立たない中で不安に苛まれ、ますます絶望的な気分になりながら、生活再建の展望のない日々を送っています。

ところが、加害者である被告東京電力は、福島原発の汚染水コントロールもできないまま、自らの加害責任をあいまいにして、被害者に対する不当な損害賠償基準を一方的に押し付けて、その基準以上の賠償には応じない姿勢を固執しています。

国は、汚染土壌の除染対策も避難者の救済対策も不十分にしか行わず、福島原発事故の教訓を無視して、九州電力川内原発や関西電力高浜原発の再稼働に向けた手続きを強行しようとしています。

（本件訴訟の目的）

私たち原告団と弁護団は、同じ裁判所で闘っている「いわき市民訴訟原告団」（原告1,574名）をはじめ、「あやまれ、つぐなえ、なくせ原発被害」を要求して闘っているすべての人たちと連帯して、次の3つの目的を実現させるために全力を挙げて闘い抜きます。

第1に、加害責任者の断罪です。本件事故により原告らが強いられた過酷な被害と、それをもたらした被告による加害の構造を事実にもとづいて明らかにし、被告の加害責任を明確にする司法判断を勝ち取り、被害者に対する真の謝罪を被告に行わせませす。

第2に、被害者の人権回復です。原告らの失った生活を取り戻し、人間の尊厳を全面的に回復して新たな人生を確立するために、生活再建を可能にする十分な損害賠償を被告に命ずる司法判断を勝ち取ります。

第3に、原発公害の根絶です。今日なお過酷な被害に苦しんでいる全ての被害者の共通の思いとして、自分たちが体験している悲惨な被害をもたらした原発公害を二度と繰り返さないために、原発ゼロ社会の実現を目指します。

この裁判の勝利のために、国民の皆さんのご理解とご支援を心からお願いいたします。

以上